

環境省「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」

4章 食品中の放射性物質 Q&A

1. 食品の放射性物質に関する安全確保全般に関する Q&A	4
QA1 食べものの安全はどのように確保されているのですか。	4
QA2 学校給食の安全・安心を確保するため、どのような措置を講じているのですか。	6
2. 食品の放射性物質に関する規制に関する Q&A	7
QA3 介入線量レベルを年間1ミリシーベルトに設定した理由を教えてください。	7
QA4 暫定規制値を厳しくしたということですが、これまでの暫定規制値の安全性についてはどのように考えているのですか。	8
QA5 暫定規制値はどのような取扱いになるのですか。	9
QA6 食品の汚染割合を50%とした根拠を教えてください。	10
QA7 牛乳及び乳児用食品の基準値を50ベクレル/kgとした根拠を教えてください。	11
QA8 限度値の計算で、年齢が低いほど限度値が高くなっていますが、これは小児の放射線による影響を過小評価しているのではないのですか。	12
QA9 一般食品を使って離乳食を手作りした場合、その材料は100ベクレル/kgが基準値となりますが、手作りの離乳食よりも市販のベビーフードのほうが安全ということですか。	13
QA10 基準値が厳しくなって、政府による検査計画の考え方も改正されるのですか。	14
QA11 食品や飲料水に含まれる放射性物質に関する規制は、どのようなものですか。	15
QA12 食品中の放射性物質の基準値は、どのように決められたのですか。	16
QA13 基準値は、乳幼児や胎児への影響も考えて決められていますか。	18
QA14 食品中の放射性物質の基準値は、セシウム以外の核種から受ける影響は考えられていないのですか。	20
QA15 加工した食品に、基準値はどのように適用されるのですか。調理に使う「木炭」や「薪」には、基準値があるのですか。	21
QA16 基準値を超える食品が見つかった場合の対応は、どうなっていますか。	22
QA17 基準値は、今後、見直しが予定されているのですか。	23
3. 食品区分や検査に関する Q&A	24
QA18 製造、加工後、飲む状態で飲料水の基準値を適用する茶の範囲を教えてください	

	ださい。	24
QA19	玄米茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか。	25
QA20	紅茶やウーロン茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか。	26
QA21	麦茶やドクダミ茶等、チャノキを原料としないが、「茶」と名前のつく飲料は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか。	27
QA22	チャノキを原料の一部に含むブレンド茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか。	28
QA23	抹茶や、茶葉をそのまま粉砕した粉末茶を湯に溶かして飲用する場合は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか。	29
QA24	抹茶を加えたせん茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか。	30
QA25	ミルクを加えた茶飲料は、飲料水の基準が適用されますか。	31
QA26	茶と同様に飲用されていると思われるコーヒーは、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか。	32
QA27	粉末飲料等の、希釈して飲まれる飲料は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか。	33
QA28	原材料の状態と食べる状態（水戻しを行った状態）で一般食品の基準値を適用する、乾燥食品の範囲を示してください。	34
QA29	乾しいたけはだし汁も調理に使用しますが、水戻しを行った状態で基準値を適用する際に、だし汁はどのように考えればよいですか。	35
QA30	濃縮スープ、濃縮たれ、濃縮つゆ等の濃縮食品は、実際に飲食される状態に希釈して、一般食品の基準値が適用されるのですか。	36
QA31	濃縮果汁は、実際に飲食される状態に希釈して、一般食品の基準値が適用されるのですか。	37
QA32	フリーズドライ食品については、原材料の状態と食べる状態（湯戻しを行った状態）で一般食品の基準値を適用するのですか。	38
QA33	粉末スープ、即席みそ汁等の乾燥食品は、実際に飲食される状態に希釈して、一般食品の基準値が適用されるのですか。	39
QA34	乳児用食品の対象となる乳児の範囲を教えてください。	40
QA35	食品の製品パッケージに、例えば「対象年齢：1歳以上」等、乳児（1歳未満）向けではない旨を記載している食品は、今回の乳児用食品の対象食品に含まれないものとして扱ってよいですか。	41
QA36	食品の製品パッケージに、例えば「対象年齢：7か月頃から」や「対象年齢：9か月頃から3歳頃まで」と表示している食品は、乳児用食品に含まれますか。また、「対象年齢：12か月頃から」や「対象年齢：1歳頃から」と表示している食品は、乳児用食品に含まれますか。	42
QA37	乳児用食品の範囲の説明の中で、「乳幼児を対象とした調製粉乳」、「乳幼児用食品」、「乳幼児向け飲料」との記載がありますが、乳児と乳幼児の定	

義の違いはあるのですか。	43
QA38 一般消費者向けのヨーグルト、リンゴジュース、お菓子、ゼリー、ハチミツ等は、乳児用食品に含まれますか。	44
QA39 主食の米から、少量しか摂取されない香辛料まで、摂取量に関係なく一般食品の基準値を適用するのはどうしてですか。	45
QA40 食品添加物における放射性物質の基準値はどのように考えればよいですか。 ..	46
QA41 家庭菜園で作った野菜等、自己消費する食品についても基準値は適用されるのですか。	47
QA42 たばこには食品の基準値が適用されるのですか。	48
4. 食品の検査一般に関する Q&A	49
QA43 食品のモニタリング検査とは、どのようなものですか。	49
QA44 製造・加工された食品にも基準値が適用となりますが、モニタリング検査も行われるのですか。	50
QA45 基準値を厳しくすることで、検査件数が減り、違反品が流通するようになるのではないのですか。	51
5. 飲料水に関する Q&A	52
QA46 水道水や井戸水等の安全・安心は、どのように確保されているのですか。	52
6. 米に関する Q&A	54
QA47 米の安全性は、どうなっていますか。	54
7. 野菜・果物に関する Q&A	56
QA48 生鮮農産物の原産地表示は、きちんと行われているのですか。	56
8. お茶に関する Q&A	57
QA49 飲用に供する茶の試験に関し、荒茶又は製茶で検査する場合の検出限界値を教えてください。	57
9. 畜産物に関する Q&A	58
QA50 牛乳、肉、卵の安全性は、どうなっていますか。	58
QA51 畜産物の生産現場では、どのような取組がされていますか。	60
10. きのこと・山菜・野生獣に関する Q&A	61
QA52 きのこと、山菜の安全性は、どうなっていますか。	61
QA53 イノシン等の野生獣について、検査はどうなっていますか。	64
11. 水産物に関する Q&A	66
QA54 生鮮水産物の原産地表示は、きちんと行われているのですか。	66

公開資料を本資料に収録するに当たり、現時点での状況や広範囲の対象者に合致させる目的から、一部の QA に関しては、質問の修文や回答の部分削除等を行っている。

1. 食品の放射性物質に関する安全確保全般に関する

Q&A

QA1 食べものの安全はどのように確保されているのですか。

国では食品中の放射性物質の基準値を設定し、検査を行い、基準値を超えている場合には、出荷を止める等の対策をとっています。こうした対策により、流通している食品を、安全に食べていただくことができます。

平成24年4月から、食品中の放射性物質について、生涯にわたり食べ続けたときに、食品から受ける放射性物質の影響が、十分小さく安全なレベルになるよう、国では基準値を定めました。

放射性セシウムの新基準値 (平成24年4月から)

食品群	基準値(1kgあたり)
飲料水	10ベクレル
乳児用食品	50ベクレル
牛乳	
一般食品	100ベクレル

※放射性ストロンチウム、プルトニウム等の影響も考慮に入れて、基準値を設定

！ 自分で栽培・採取した食べ物について

東京電力福島第一原発の周辺の地域では、ご自分で栽培・採取したものに、比較的多くの放射性物質が含まれている可能性があります。出荷制限の品目・地域などを参考にして、こうした品目のものを頻繁に食べることは避けましょう。

検査を実施

結果を公表

もし、基準値を超えたら

その食品をロットごとに廃棄

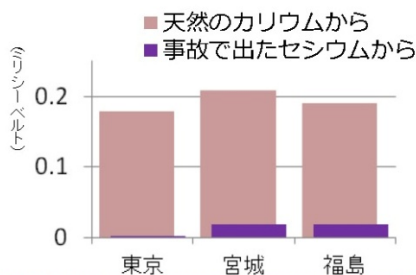
地域的な広がりがあったら

地域・品目ごとに出荷をストップ
(原災法に基づく出荷制限)

著しく高い値だったら

自家栽培などを食べるのもストップ
(原災法に基づく摂取制限)

食品に含まれる放射性物質から受ける線量(1年分)



平成23年秋に各地で購入した食品を検査し、その食品を1年間食べたときに受ける放射線の線量を推計したところ、**原発事故のために食品から受ける線量はごくわずかで、同じ食品にもともと含まれる天然の放射性物質よりもはるかに少ない量でした。**

基準値を超える食品が流通しないよう、国の定めたガイドラインに基づいて、地方自治体が検査を行っています。

基準値を超える食品が、地域的な広がりをもって見つかった場合には、国（原子力災害対策本部）の指示により、地域や品目ごとに出荷制限を行い、流通をストップします。

また、生産現場では、安全な農林水産物を安定的に供給するため、米の作付制限区域の設定、家畜の飼養管理の徹底、吸収抑制対策等を進めています。

参考：厚生労働省「食品中の放射性物質への対応」

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

出典：復興庁「避難住民説明会等によく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

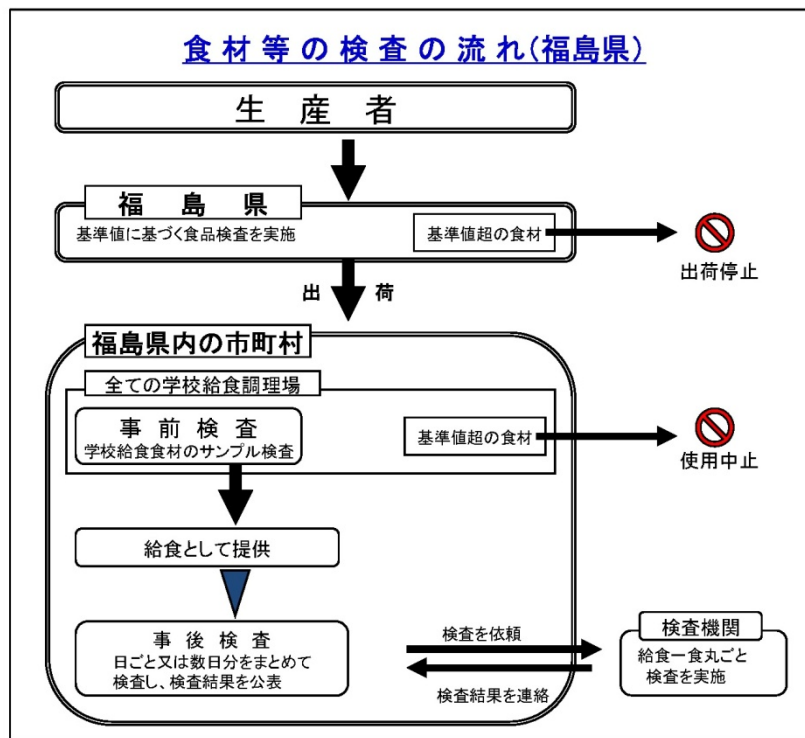
出典の公開日：平成 24 年 12 月 25 日

本資料への収録日：平成 25 年 1 月 16 日

QA2 学校給食の安全・安心を確保するため、どのような措置を講じているのですか。

学校給食食材の検査機器整備支援のほか、一食全体の事後検査の事業を行っており、結果を自治体のウェブサイトで公表します。

食品の安全については、基準値を超えるものが出回らないよう、出荷前に検査が行われていますが、学校給食の一層の安全・安心を確保するため、全調理場において放射性物質に関する事前検査ができるように検査機器の整備を支援しています。また、一食全体を事後に検査する事業も行っており、その結果は県市町村のウェブサイトで公表します*。



福島県のウェブサイト <http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/list280-893.html> において、福島県内の学校給食における放射性物質の検査結果を公表しています。また、文部科学省のウェブサイトでは、各都道府県で公表している学校給食の放射性物質の検査結果へのリンク先一覧を掲載しています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1331439.htm

出典：復興庁「避難住民説明会等でよく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：平成 24 年 12 月 25 日

本資料への収録日：平成 25 年 1 月 16 日

改訂日：平成 27 年 3 月 31 日

2. 食品の放射性物質に関する規制に関する Q&A

QA3 介入線量レベルを年間 1 ミリシーベルトに設定した理由を教えてください。

平成 24 年 4 月に設定された基準値では、食品の国際基準を策定する国際連合食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同会議であるコーデックス委員会が、食品の介入免除レベル（特段の措置を採る必要がないと考えられているレベル）として年間 1 ミリシーベルトを採用したガイドラインを提示していることや、モニタリング検査の結果で、多くの食品からの検出濃度は、時間の経過と共に相当程度低下傾向にあることを踏まえ、食料供給等に影響がない範囲内で合理的に達成可能な範囲でできる限り低い水準に線量を管理する ALARA（As Low As Reasonably Achievable）の考え方にに基づき、食品中に含まれる放射性物質の介入線量レベルを年間 1 ミリシーベルトと設定しています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第 8 章 73 ページ「基準値設定の考え方◆基準値の根拠」

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA4 暫定規制値を厳しくしたということですが、これまでの暫定規制値の安全性についてはどのように考えているのですか。

平成 23 年 3 月までの暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般に評価され、安全性は確保されています。平成 23 年の 9 月と 11 月に東京都、宮城県、福島県で実際に流通している食品を調査したところ、今後の食品からの放射性セシウムによる被ばく線量（ストロンチウム等は含まない）は、年間に換算して 0.002～0.02 ミリシーベルト程度であり、年間 1 ミリシーベルトと比較しても大きく下回っています。しかし、暫定規制値は、事故後の緊急的な対応として定められたものであったため、より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、長期的な状況に対応する新たな放射性セシウムの基準値を定めることとしたものです。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第 8 章 67 ページ「平成 24 年 4 月からの基準値」

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA5 暫定規制値はどのような取扱いになるのですか。

今後、食品中の放射性物質については、食品衛生法第 11 条に基づく基準値が適用されます。なお、暫定規制値の取扱いについては、現在、原子力安全委員会で有事の際における防災指針の見直しが行われており、これらを踏まえ検討することとしています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第 8 章 67 ページ「平成 24 年 4 月からの基準値」

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

改訂日：平成 27 年 3 月 31 日

QA6 食品の汚染割合を 50%とした根拠を教えてください。

流通食品の汚染割合について、コーデックス委員会で定められている放射性物質に関するガイドラインでは、全ての食品が汚染されていると仮定せず、代わりに占有率（汚染国からの輸入される食品の割合）という考え方が取り入れられていることから、これを採用しました。「一般食品」では、我が国の食料自給率（平成 22 年度はカロリーベースで 39%、平成 32 年度までに 50%を目標）等との関係から、流通する食品の半分が汚染されているという安全側の想定の下に、基準値を設定しています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第 8 章 75 ページ「基準値の計算の考え方 (1/2)」

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA7 牛乳及び乳児用食品の基準値を 50 ベクレル/kg とした根拠を教えてください。

食品安全委員会が食品健康影響評価において、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」があると指摘していることを踏まえて、合理的に可能な範囲で、消費者にも分かりやすい形で明示的に小児への配慮を行う方法を検討し、乳児が食べる「乳児用食品」と子供での摂取量が顕著に多い「牛乳」を特別な区分に設定することとしました。この 2 つの食品区分の基準値の計算に際しては、流通する食品のほとんどが国産であるという実態を考慮して、万が一全ての食品が基準値上限の値で汚染されていたとしても影響がないよう基準値を計算しました。これにより「乳児用食品」と「牛乳」の基準値は「一般食品」の半分となる 50 ベクレル/kg に設定しています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第 8 章 67 ページ「平成 24 年 4 月からの基準値」

下巻 第 8 章 76 ページ「基準値の計算の考え方 (2/2)」

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA8 限度値の計算で、年齢が低いほど限度値が高くなっていますが、これは小児の放射線による影響を過小評価しているのではないですか。

限度値を算出する際には、年齢区分ごとの年間の食品摂取量や、体格、代謝が考慮された線量係数を用いて計算しています。その結果、1歳未満（男女平均）で460ベクレル/kgである一方、最も小さくなるのは13～18歳男性の120ベクレル/kgであり、これを安全側に切り下げた100ベクレル/kgを全年齢区分の一般食品の基準値として適用することで、乳幼児をはじめ、全ての世代に配慮したものとなっています。年齢が小さくなるほど限度値が大きくなる傾向があるのは、食品中の主たる存在核種が放射性セシウムとなる現状において、年齢区分ごとの線量係数の差よりも、食品摂取量の差のほうが限度値の計算に大きく寄与しているためです。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第8章 76 ページ「基準値の計算の考え方 (2/2)」

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：平成24年7月5日

本資料への収録日：平成24年12月27日

QA9 一般食品を使って離乳食を手作りした場合、その材料は 100 ベクレル/kg が基準値となりますが、手作りの離乳食よりも市販のベビーフードのほうが安全ということですか。

一般食品の基準値を計算する際には、乳児を含めて、年齢や男女別、妊婦等 10 区分に分け、各区分別の食品摂取量や、代謝等が考慮された線量係数を用い、一般食品の 50% が汚染されていると仮定して計算しています。その上で、各区分の中で最も厳しい値（13～18 歳男性の 20 ベクレル/kg）を安全側に切り下げた 100 ベクレル/kg を、全区分の基準値として適用しています。このように、乳幼児をはじめ、全ての世代に配慮したものとなっているので、仮に乳児が一般食品を食べ続けた場合も、その安全性は確保されています。

乳児用食品の基準値については、乳児だけが食べる食品について、特に配慮し設定したのですが、前述のとおり一般食品の基準値でも乳児への安全性は十分確保されています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第 8 章 76 ページ「基準値の計算の考え方 (2/2)」

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA10 基準値が厳しくなって、政府による検査計画の考え方も改正されるのですか。

平成 24 年 4 月からの基準値の施行を踏まえ、過去の検査結果等も勘案し、原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を改正すると共に、必要に応じて見直しを行ってきました。今後も引き続き、最新の状況に応じた検査が実施されるよう対応することとしています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第 8 章 78 ページ「食品中の放射性物質に関する検査計画 (1/3)」

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より一部修正

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA11 食品や飲料水に含まれる放射性物質に関する規制は、どのようなものですか。

平成 23 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、食品の安全性を確保する観点から、国では食品中の放射性物質に関するリスクを評価し、食品中の放射性物質の基準値を設定すると共に、地方自治体ではモニタリング検査が実施されています。基準値を超過した食品については、回収・廃棄されるほか、基準値の超過に地域的な広がりが見られる場合には、出荷制限を行い、基準値を超過する食品が市場に流通しないよう取り組んでいます。

食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について、科学的、客観的かつ中立公正にリスクを評価する機関が食品安全委員会です。食品安全委員会は、現在の科学的知見に基づいた食品健康影響評価の結果として、放射線による健康影響の可能性が見いだされるのは、自然放射線（日本では 2.1 ミリシーベルト/年）や医療被ばく等の通常の一般生活において受ける放射線量を除いた分の、生涯における追加の累積の実効線量がおおよそ 100 ミリシーベルト*以上と判断しました。さらに、100 ミリシーベルト未満の健康影響については、他の要因の様々な影響と明確に区分できない可能性があること等から、健康影響について言及することは困難であると結論付けています。おおよそ 100 ミリシーベルトとは、健康への影響が必ず生じるという値ではなく、食品について適切なリスク管理を行うために目安とする値です。

これを踏まえて、食品から追加的に受ける放射線の総量が年間 1 ミリシーベルトを超えないようにとの考えの下に基準値を設定しました。

年間 1 ミリシーベルトは、食品の国際的な規格・基準を定めているコーデックス委員会（世界保健機関（WHO）と国連食糧農業機関（FAO）の合同機関）が、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告を踏まえて定めている、これ以上放射線防護対策を講じても有意な線量の低減は達成できないとしている値です。

※：ミリシーベルトは、シーベルトの 1000 分の 1 です。また、マイクロシーベルトは、シーベルトの 100 万分の 1 です。

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 10 版）より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 15 日

本資料への収録日：平成 26 年 3 月 31 日（第 8 版による）

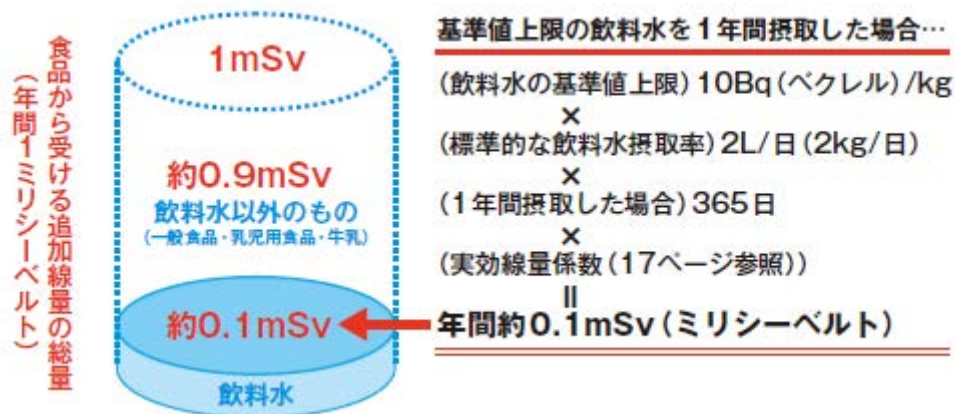
改訂日：平成 28 年 3 月 31 日

QA12 食品中の放射性物質の基準値は、どのように決められたのですか。

基準値は、食品から追加的に受ける放射線の総量が年間 1 ミリシーベルトを超えないようにとの考えの下に、4つの食品区分で設定されています。

飲料水は、全ての人が毎日摂取するもので代替ができず、その摂取量も大きく、WHO（世界保健機関）が飲料水中の放射性物質の指標値（ガイダンスレベル）を示していることから、これと同じ値である 10 ベクレル/kg としました。

この飲料水の基準値に、標準的な WHO の飲料水摂取率（2 リットル/日）を勘案すると、飲料水から追加的に受ける放射線量は年間約 0.1 ミリシーベルトと計算されます。



飲料水以外のものについては、「一般食品」、「乳児用食品」、「牛乳」に分けています。また、これらの食品から追加的に受ける年間放射線量が年間 1 ミリシーベルトの基準から、飲料水による線量（約 0.1 ミリシーベルト/年）を差し引いた約 0.9 ミリシーベルトを超えないように設定しました。なお、加工食品も含む一つの区分として「一般食品」としたのは、

- ① 個人の食習慣の違い（ご飯好き、パン好き、肉好き、野菜好き等、摂取する食品の偏り）の影響を最小限にすること、
- ② 消費者にとって分かりやすいこと、
- ③ 食品の国際規格・基準を策定するコーデックス委員会等の国際的な考え方と整合すること

を考慮したためです。

年齢や性別の違いによる食品の摂取量と放射性物質の健康に与える影響を考慮して食品中の放射性物質の限度値を割り出し、その中で最も厳しい限度値から、一般食品の基準値「100 ベクレル/kg」を決定しました。

なお、食品中の放射性物質に関する基準値は、一般的な食生活の中で、基準値上限の放

放射性物質を含む食品を食べ続けた場合でも、健康に影響を及ぼさない状況を想定して設定しています。流通している食品の放射性物質は基準値上限よりも少なくなっていますので、実際に食品から追加的に受ける放射線量はずっと小さい値となっています。

※ この値を超過した場合には、飲用不適という意味ではなく、原因調査のきっかけとなる数字です。

■海外における食品中の放射性物質に関する指標（ベクレル/kg）

核種	日本	コーデックス	EU	米国
放射性セシウム	飲料水 10 牛乳 50 乳児用食品 50 一般食品 100	乳児用食品 1,000 一般食品 1,000	飲料水 1,000 乳製品 1,000 乳児用食品 400 一般食品 1,250	全ての食品 1,200
追加線量の上限設定値	1ミリシーベルト	1ミリシーベルト	1ミリシーベルト	5ミリシーベルト
放射性物質を含む食品の割合の仮定値	50%	10%	10%	30%

※：基準値は食品の摂取量や放射性物質を含む食品の割合の仮定等の影響を考慮してありますので、数値だけを比べることはできません。コーデックス、EUと日本は、食品からの追加線量の上限は同じ1ミリシーベルト/年と設定しています。日本は放射性物質を含む食品の割合の仮定値を高く設定していること、年齢・性別毎の食品摂取量を考慮していること、放射性セシウム以外の核種の影響も考慮して放射性セシウムを代表として基準値を設定していることから、基準値の数値が小さくなっています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第8章 68ページ「食品区分について【参考】」

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第10版）より作成

出典の公開日：平成28年3月15日

本資料への収録日：平成26年3月31日（第8版による）

改訂日：平成28年3月31日

QA13 基準値は、乳幼児や胎児への影響も考えて決められていますか。

基準値は乳幼児を始め、全ての世代に配慮して決められています。

年齢や性別の違いによって、食品の摂取量や放射性物質の健康に与える影響は異なります。そこで、年齢や男女の別、妊婦等 10 区分に分け、各区分別に、仮に食品の 50%*がその濃度レベルの放射性物質を含んでいて、それを食べ続けても追加的に受ける年間の放射線量が年間約 0.9 ミリシーベルトを超えない値（食品中の放射性物質濃度の限度値）を割り出すと以下の表のようになります。

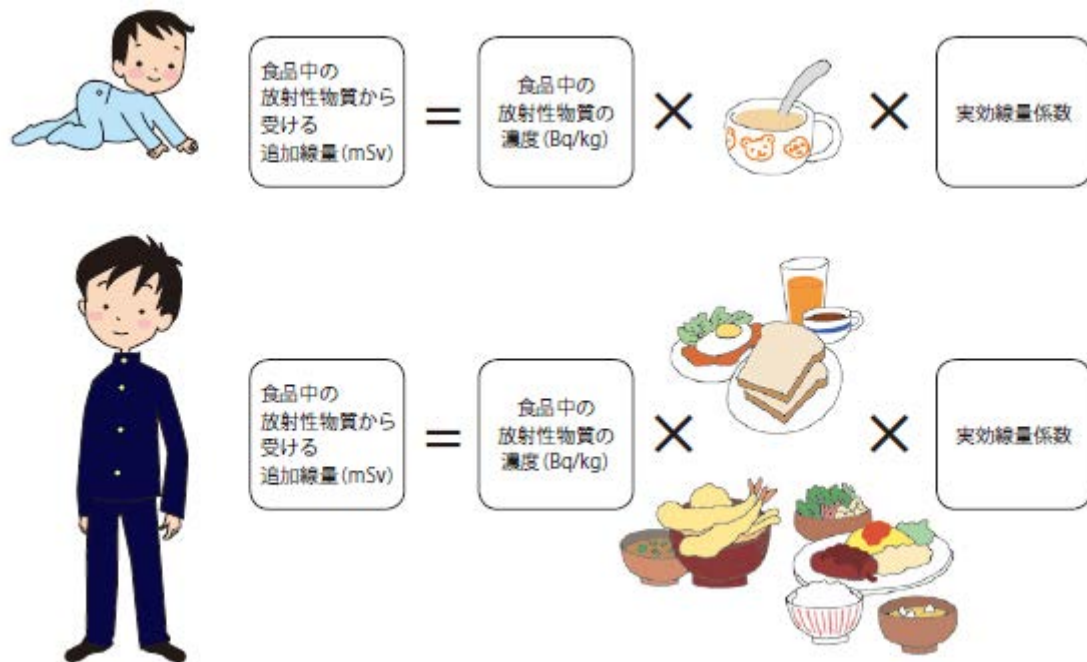
■年齢区分別の摂取量と放射性物質の健康に与える影響を考慮し限度値を算出

年齢区分	摂取量	限度値(Bq/kg)
1歳未満	男女平均	460
1歳～6歳	男	310
	女	320
7歳～12歳	男	190
	女	210
13歳～18歳	男	120
	女	150
19歳以上	男	130
	女	160
妊婦	女	160



年齢・性別区分ごとの限度値は、13歳～18歳の男性の限度値 120 ベクレル/kg が最も厳しい（小さい）値になります。これを踏まえ一般食品の基準値を「100 ベクレル/kg」とすると、全ての世代、性別に対して考慮された基準値となります。

年齢が小さくなるほど限度値が大きくなる傾向があるのは、年齢区分ごとの線量係数の差よりも、食品摂取量の差のほうが限度値の計算に大きく寄与しているためです。



さらに、食品安全委員会が行った食品健康影響評価において、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」が指摘されているため、1歳未満の乳児が食べることを目的に販売される「乳児用食品」と子供の摂取量が多い「牛乳」の2区分については、流通品のほとんどが国産であるという実態からも、全てが基準値上限の放射性物質を含んでいるとしても影響がでないよう配慮し、一般食品の基準値の2分の1の（2倍厳しい）50ベクレル/kgを基準値としています。

- ※1：日本の食料自給率等を考慮し、流通する食品の50%（国産品の全て）が放射性物質を含む場合を仮定しています。
- ※2：1歳未満の食品の平均1日摂取量は約0.4kgで、13歳以上の男子では約2.1kgです。
- ※3：乳幼児は少量の食事量全体で約0.9mSv以下とする必要がある一方で、男子中高生は多量の食事量全体で約0.9mSv以下とする必要があるため、食品1kg当たりの限度値が小さくなります。
- ※4：乳児用食品の規格基準が適用される食品には、「乳児用規格適用食品」等と表示されています。しかし、いわゆる「粉ミルク」は乳児用規格適用食品であることが容易に判別でき、表示を省略することができます。

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第10版）より作成

出典の公開日：平成28年3月15日

本資料への収録日：平成28年3月31日

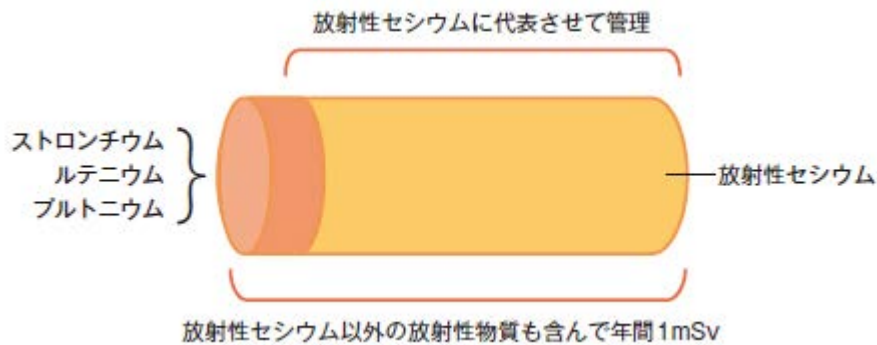
QA14 食品中の放射性物質の基準値は、セシウム以外の核種から受ける影響は考えられていないのですか。

基準値は、原子力安全・保安院（現：原子力規制委員会）の公表に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出されたと考えられる核種のうち、物理学的半減期が1年以上の放射性核種（セシウム 134、セシウム 137、ストロンチウム 90、プルトニウム 238、プルトニウム 239、プルトニウム 240、プルトニウム 241、ルテニウム 106）を考慮し、放射性セシウム以外の核種の影響を計算に含めた上で、食品から受ける放射線量への寄与率が最も高く、測定が容易なセシウムを指標としています^{※1}。

放射性セシウムは γ （ガンマ）線を出すので、短時間で放射性物質量が測定できますが、ストロンチウム 90 等、放射性セシウム以外の核種は測定に時間が掛かり、スピードが求められる食品の日常検査では対応が難しいという課題があります。

一方、放射性物質の土壌の濃度や土壌から食品への放射性物質の移行のしやすさ等のデータから、食品からの放射性物質の影響は、放射性セシウムが大部分を占め、放射性セシウム以外の核種からは、1割程度^{※2}ということが分かっています。

そこで、放射性セシウムの寄与率（全体に占める割合）を算出し、合計して年間 1 ミリシーベルトを超えないように他の放射性物質の影響を考慮して放射性セシウムの基準値を設定し、セシウムだけを測定しても他の核種の影響も含んで年間 1 ミリシーベルトで管理できるような工夫をしています。



※1：半減期が短く、既に検出されない放射性ヨウ素や、原発敷地内においても天然の存在レベルと変化のないウランについては、基準値は設定していません。

※2：19歳以上の場合、放射性セシウム以外の核種からの線量は、多めに見積もって1割強。

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第10版）より作成

出典の公開日：平成28年3月15日

本資料への収録日：平成28年3月31日

QA15 加工した食品に、基準値はどのように適用されるのですか。調理に使う「木炭」や「薪」には、基準値があるのですか。

製造、加工食品は、最終製品だけでなく、原材料においても一般食品の基準値^{※1}が適用されます。

乾燥きのこ類等、原材料を乾燥させ、水戻しを行ってから食べる食品については、原材料である生（乾燥前）の状態と、乾燥品から水戻しして食べる状態で、一般食品の基準値 100 ベクレル/kg を適用します。

のり、煮干し、するめ、干しぶどう等原材料を乾燥させ、そのまま食べる食品は、原材料の状態と製造、加工された状態（乾燥した状態）それぞれで一般食品の基準値 100 ベクレル/kg を適用します。

濃縮スープ、濃縮たれ、濃縮つゆ等の濃縮食品は、使用方法も様々であることから、原則として、製品状態で一般食品の基準値 100 ベクレル/kg を適用します。

食品の調理等の際に使用される木炭や薪等については、これまでの研究から、放射性セシウムの大部分は食品に移行せず、約 9 割が燃焼灰^{※2}にとどまることが分かっています。

そのため、木炭や薪が燃えた後の燃焼灰が、一般廃棄物の基準値 8,000 ベクレル/kg 以下となるように、灰になる割合から逆算して、木炭 280 ベクレル/kg、薪 40 ベクレル/kg という当面の指標値を定め管理しています。

※1：現行の基準値は、食品衛生法に基づく食品の成分規格として定めるものであり、これに適合しない食品を製造、輸入、加工、使用、調理、保存、販売することはできません。したがって、基準値を超過する食品を原料として使用することも禁止されます。

※2：実証試験により、木炭 1kg を燃焼させると 30g、薪 1kg を燃焼させると 5g の燃焼灰が発生します。

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 10 版）より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 15 日

本資料への収録日：平成 27 年 3 月 31 日

QA16 基準値を超える食品が見つかった場合の対応は、どうなっていますか。

モニタリング検査の結果、食品衛生法（法律第 233 号）に基づく基準値を超過する食品が見つかった場合は、回収・廃棄されます。基準値を超過する食品に地域的な広がりがあることが確認された場合には、「出荷制限」が設定されます。

例えば、ある地域で産出されたある食品で基準値を超過する放射性セシウムが検出された場合、その産出地域とその周辺地域のモニタリング検査を重点的に行い、基準値を超過する食品に地域的な広がりがあるか判断します。

出荷制限を設定する場合、地域・品目を指定して、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から関係知事宛てに指示します。この指示に基づき、関係する都道府県知事は、その地域からの出荷を差し控えるよう関係事業者等に要請します。

なお、出荷制限を指示された県域・一部地域（市町村・地域ごと等）では、検査結果にかかわらず、その品目の出荷、販売等が制限されます。

また、著しく高濃度の放射性物質が検出された場合は、「出荷制限」に加え、生産者が自ら栽培した農産物や家庭菜園で栽培された農産物の摂取についても差し控えるよう「摂取制限」が設定され、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から関係知事宛てに要請を指示します。

出荷制限・摂取制限の解除は、国が示す解除の条件※を満たし、安全性が確認された上で、当該都道府県知事からの申請により行われます。

※ 原則として、1 市町村当たり 3 箇所以上、直近 1 か月以内の検査結果が全て基準値以下であること等です。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第 8 章 86 ページ「基準値を上回ったときの対応：出荷制限・摂取制限」

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 10 版）より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 15 日

本資料への収録日：平成 26 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：平成 28 年 3 月 31 日

QA17 基準値は、今後、見直しが予定されているのですか。

基準値は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けた平成 24 年 4 月以降の長期的な状況に対応するものであり、今後状況に大きな変化がなければ、見直しの予定はありません。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

3. 食品区分や検査に関する Q&A

QA18 製造、加工後、飲む状態で飲料水の基準値を適用する茶の範囲を教えてください。

飲料水の区分に含まれる茶については、特に摂取量が多く水との代替関係が強い緑茶が該当します。緑茶は、せん茶と、これに類するものとして玉露、ほうじ茶、玄米茶等、チャノキを原料とし、茶葉を発酵させていないものを指します。

緑茶を原料の一部に含むブレンド茶については、消費者から緑茶と同類の商品と認識されているものを含むため、茶に該当し、飲料水の基準が適用されます。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA19 玄米茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか。

飲料水の区分に含まれる茶については、特に摂取量が多く水との代替関係が強い緑茶が該当します。緑茶は、せん茶と、これに類するものとして玉露、ほうじ茶、玄米茶等、チャノキを原料とし、茶葉を発酵させていないものを指すため、玄米茶は飲料水の基準値が適用されます。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA20 紅茶やウーロン茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか。

飲料水の区分に含まれる茶については、特に摂取量が多く水との代替関係が強い緑茶が該当します。緑茶は、せん茶と、これに類するものとして玉露、ほうじ茶、玄米茶等、チャノキを原料とし、茶葉を発酵させていないものを指します。一方、茶葉等から浸出又は抽出して飲まれる飲料であっても、緑茶と麦茶以外の、紅茶、ウーロン茶、ハーブティ、杜仲茶、ドクダミ茶、レギュラーコーヒー等については、摂取量に個人差があると考えられますが、平均的には摂取量が多くはなく、水との代替関係が特段に強いとは言いきれないため、飲料水の区分には該当せず、飲む状態で一般食品の基準が適用されます。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA21 麦茶やドクダミ茶等、チャノキを原料としないが、「茶」と名前のつく飲料は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか。

飲料水の区分に含まれる茶については、特に摂取量が多く水との代替関係が強い緑茶が該当します。緑茶は、せん茶と、これに類するものとして玉露、ほうじ茶、玄米茶等、チャノキを原料とし、茶葉を発酵させていないものを指します。

摂取量が多い飲料として麦茶がありますが、麦茶は原料である大麦の状態一般食品の基準 100 ベクレル/kg が適用されます。よって、実際に飲む状態の麦茶は、飲料水の基準である 10 ベクレル/kg を下回ることになります。

一方、茶葉等から浸出又は抽出して飲まれる飲料であっても、緑茶と麦茶以外の、紅茶、ウーロン茶、ハーブティ、杜仲茶、ドクダミ茶、レギュラーコーヒー等については、摂取量に個人差があると考えられますが、平均的には摂取量が多くはなく、水との代替関係が特段に強いとは言いきれないため、飲料水の区分には該当せず、飲む状態で一般食品の基準が適用されます。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA22 チャノキを原料の一部に含むブレンド茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか。

緑茶を原料の一部に含むブレンド茶については、消費者から緑茶と同類の商品と認識されているものを含むため、茶に該当し、飲料水の基準が適用されます。また、緑茶等に砂糖、抹茶、香料、ビタミン C 等を加えたものも、同様に茶に該当します。ただし、ミルクを加えたもの等で、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の乳飲料に該当するものは牛乳の区分に該当します。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA23 抹茶や、茶葉をそのまま粉砕した粉末茶を湯に溶かして飲む場合は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか。

抹茶や、茶葉をそのまま粉砕した粉末茶については、茶葉から浸出された茶ではなく、茶葉そのものを摂取すること、また、アイスクリーム等の食品の原料として使用される場合も多いことから、粉末の状態で一般食品の基準を適用します。

緑茶を原料の一部に含むブレンド茶については、消費者から緑茶と同類の商品と認識されているものを含むため、茶に該当し、飲料水の基準が適用されます。また、緑茶等に砂糖、抹茶、香料、ビタミンC等を加えたものも、同様に茶に該当します。

また、抹茶を原料に含むペットボトル飲料等のうち、緑茶の浸出液を原料に含まないものについては、飲料水の区分に該当しません。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA24 抹茶を加えたせん茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか。

緑茶を原料の一部に含むブレンド茶については、消費者から緑茶と同類の商品と認識されているものを含むため、茶に該当し、飲料水の基準が適用されます。また、緑茶等に砂糖、抹茶、香料、ビタミンC等を加えたものも、同様に茶に該当します。

ただし、抹茶を原料に含むペットボトル飲料等のうち、緑茶の浸出液を原料に含まないものについては、飲料水の区分に該当しません。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA25 ミルクを加えた茶飲料は、飲料水の基準が適用されますか。

緑茶を原料の一部に含むブレンド茶については、消費者から緑茶と同類の商品と認識されているものを含むため、茶に該当し、飲料水の基準が適用されます。また、緑茶等に砂糖、抹茶、香料、ビタミン C 等を加えたものも、同様に茶に該当します。ただし、ミルクを加えたもの等で、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の乳飲料に該当するものは牛乳の区分に該当します。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA26 茶と同様に飲用されていると思われるコーヒーは、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか。

茶葉等から浸出又は抽出して飲まれる飲料であっても、緑茶と麦茶以外の、紅茶、ウーロン茶、ハーブティ、杜仲茶、ドクダミ茶、レギュラーコーヒー等については、摂取量に個人差があると考えられますが、平均的には摂取量が多くはなく、水との代替関係が特段に強いとは言いきれないため、飲料水の区分には該当せず、飲む状態で一般食品の基準が適用されます。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA27 粉末飲料等の、希釈して飲まれる飲料は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか。

粉末ジュース、インスタントコーヒー等の粉末清涼飲料や、青汁等の粉末飲料は、飲用茶のように茶葉から浸出された茶ではなく、溶解又は希釈された粉末自体を摂取することになり、また、多様な製品が流通し、使用方法も様々であることから、原則として、製品状態で一般食品の基準が適用されます。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA28 原材料の状態と食べる状態（水戻しを行った状態）で一般食品の基準値を適用する、乾燥食品の範囲を示してください。

乾燥食品とは、乾燥きのこ類及び乾燥野菜並びに乾燥させた海藻類及び乾燥させた魚介類等のことです。具体的な食品としては、乾燥きのこ類は、日本標準商品分類（以下「商品分類」という）に示された乾燥きのこ類のうち、しいたけ、きくらげ等、乾燥野菜は、商品分類に示された乾燥野菜のうち、フレーク及びパウダーを除くものとし、かんぴょう、割り干しだいこん、切り干しだいこん、ぜんまい、わらび、いもがら等が該当します。乾燥させた海藻類は、商品分類に示された加工海藻類のうち、こんぶ、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天等が、乾燥させた魚介類は、商品分類に示された素干魚介類のうち、本干みがきにしん、棒たら、さめひれ等、煮干魚介類のうち、干あわび、干なまこ等が、それぞれ該当します。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

改訂日：平成 27 年 3 月 31 日

QA29 乾しいたけはだし汁も調理に使用しますが、水戻しを行った状態で基準値を適用する際に、だし汁はどのように考えればよいですか。

乾しいたけについては、粉碎後のサンプルに、日本食品標準成分表等の水戻しによる水分含量の公表データ（重量変化率）を参考として、必要な水分をあらかじめ添加して検査を行うことを原則としています。この方法では、だし汁に溶出する分も含めて検査をしていることと同義となります。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA30 濃縮スープ、濃縮たれ、濃縮つゆ等の濃縮食品は、実際に飲食される状態に希釈して、一般食品の基準値が適用されるのですか。

濃縮スープ、濃縮たれ、濃縮つゆ等の濃縮食品や、フリーズドライ食品、粉末スープ、即席みそ汁等の乾燥食品については、多様な製品が流通し、使用方法も様々であることから、原則として、製品状態で一般食品の基準が適用されます。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA31 濃縮果汁は、実際に飲食される状態に希釈して、一般食品の基準値が適用されるのですか。

濃縮果汁のうち、運送用等の目的でのみ流通し、消費者等不特定の方に販売されるまでには、工場等で必ず希釈された状態に再加工されることが確実なもの等については、濃縮された状態で飲食に供される可能性はないため、原則として、濃縮率に基づいて果汁の状態に希釈した状態に基準値が適用となります。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA32 フリーズドライ食品については、原材料の状態と食べる状態（湯戻しを行った状態）で一般食品の基準値を適用するのですか。

濃縮スープ、濃縮たれ、濃縮つゆ等の濃縮食品や、フリーズドライ食品、粉末スープ、即席みそ汁等の乾燥食品については、多様な製品が流通し、使用方法も様々であることから、原則として、製品状態で一般食品の基準が適用されます。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA33 粉末スープ、即席みそ汁等の乾燥食品は、実際に飲食される状態に希釈して、一般食品の基準値が適用されるのですか。

濃縮スープ、濃縮たれ、濃縮つゆ等の濃縮食品や、フリーズドライ食品、粉末スープ、即席みそ汁等の乾燥食品については、多様な製品が流通し、使用方法も様々であることから、原則として、製品状態で一般食品の基準が適用されます。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA34 乳児用食品の対象となる乳児の範囲を教えてください。

食品衛生法の法令上「乳児」について具体的な規定はありませんが、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の他法令では「1歳未満」である旨が規定されています。したがって、今回、食品衛生法に基づく規格基準や表示基準において規定された「乳児用食品」の対象となる「乳児」の年齢については、児童福祉法等に準じて「1歳未満」をその対象となる年齢としています。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：平成24年7月5日

本資料への収録日：平成24年12月27日

QA35 食品の製品パッケージに、例えば「対象年齢：1歳以上」等、乳児（1歳未満）向けではない旨を記載している食品は、今回の乳児用食品の対象食品に含まれないものとして扱ってよいですか。

基本的には、対象年齢の表示等で乳児（1歳未満）向けではない旨が製品パッケージに明瞭に表示されているものは、今回の乳児用食品の対象範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

ただし、その販売形態等、乳児（1歳未満）向けの食品と明らかに認識される態様であるにもかかわらず、乳児用食品に係る規制を回避しようとする場合には、この限りではありません。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA36 食品の製品パッケージに、例えば「対象年齢：7か月頃から」や「対象年齢：9か月頃から3歳頃まで」と表示している食品は、乳児用食品に含まれますか。また、「対象年齢：12か月頃から」や「対象年齢：1歳頃から」と表示している食品は、乳児用食品に含まれますか。

子供向けの食品の中には、乳児（1歳未満）に限定せず乳幼児までを対象とした食品がありますが、表示内容等により明らかに乳児も対象にしている場合は、乳児用食品に係る規制の対象となります。

お尋ねのように「対象年齢：7か月頃から」や「対象年齢：9か月頃から3歳頃まで」と製品パッケージに表示されている食品は、乳児（1歳未満）も喫食するように製品設計・製造等されていることが示されており、乳児用食品に係る規制の対象となります。

また、「対象年齢：12か月頃から」や「対象年齢：1歳頃から」と製品パッケージに表示されている食品については、原則として、一般食品に該当します。

なお、消費者庁において、乳児用食品の表示基準が設定されています。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：平成24年7月5日

本資料への収録日：平成24年12月27日

QA37 乳児用食品の範囲の説明の中で、「乳幼児を対象とした調製粉乳」、「乳幼児用食品」、「乳幼児向け飲料」との記載がありますが、乳児と乳幼児の定義の違いはあるのですか。

乳児は児童福祉法等に準じて「1歳未満」をその対象としています。一方で乳幼児は、乳児と、それ以上の年齢の幼児の両方を含みます。乳幼児向けである旨が表示された食品についても、乳児が対象に含まれていることから、乳児用食品に該当します。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA38 一般消費者向けのヨーグルト、リンゴジュース、お菓子、ゼリー、ハチミツ等は、乳児用食品に含まれますか。

ヨーグルト、リンゴジュース、お菓子、ゼリー等、乳児（1歳未満）も喫食することが想定されるような食品であっても、表示内容等により乳児を対象にしていると判断される場合以外は、乳児用食品に係る規制の対象とはなりません。

なお、ハチミツについては、乳児ボツリヌス症の発生を未然に防止する観点から、乳児（1歳未満）には与えないようお願いします。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA39 主食の米から、少量しか摂取されない香辛料まで、摂取量に関係なく一般食品の基準値を適用するのはどうしてですか。

食品区分の設定に当たっては、

- ・ 個人の食習慣の違い（摂取する食品の偏り）の影響を最小限にすることが可能であること
- ・ 国民にとって分かりやすい規制となること
- ・ 食品の国際基準を策定する国際連合食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同会議であるコーデックス委員会等の国際的な考え方と整合すること

を考慮して、食品全体（一般食品）を1つの基準値とすることを基本としました。

また、一般食品の限度値の算出に際しては、主食である米等の摂取も含めたトータルとしての1日平均摂取量を用いています。その際、流通する食品の汚染割合を50%と設定して基準値を計算していますが、仮に、全ての米が100ベクレル/kgの基準値上限（汚染割合100%）で汚染されている想定で線量を計算しても、あらゆる年齢区分で年間1ミリシーベルトを超えません。このため、主食である米に特に厳しい基準値を設定する必要はないと考えています。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：平成24年7月5日

本資料への収録日：平成24年12月27日

QA40 食品添加物における放射性物質の基準値はどのように考えればよいですか。

基準値については、食品一般の成分規格として定めるものであり、食品添加物については対象となりません。ただし、食品添加物が使用された食品に対しては放射性物質の基準が適用となり、基準値を超過した食品を製造、輸入、加工、使用、調理、保存、販売することはできません。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

改訂日：平成 27 年 3 月 31 日

QA41 家庭菜園で作った野菜等、自己消費する食品についても基準値は適用されるのですか。

家庭菜園で作った野菜を自己消費する場合等、販売の用に供することを目的としない食品については、規制の対象にはなりません。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA42 たばこには食品の基準値が適用されるのですか。

たばこは食品ではないので、食品衛生法に基づく規制の対象にはなりません。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

4. 食品の検査一般に関する Q&A

QA43 食品のモニタリング検査とは、どのようなものですか。

食品中の放射性物質に関するモニタリング検査については、原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（平成 27 年 3 月 20 日改正）」に基づき、各都道府県で検査計画を策定し、実施されています。

過去の検査結果等を分析し、基準値を超える可能性が考えられる品目・地域について、重点的に検査しています。

各都道府県で実施された食品中の放射性物質の検査結果は、厚生労働省が集約し公表しています。また、各自治体のウェブサイト等で公表されています。

※対象品目は、放射性セシウムの検出レベルの高い食品（きのこ・山菜類、野生鳥獣肉等）、飼養管理の影響を大きく受ける食品（乳、牛肉）、水産物、出荷制限の解除後の品目等です。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第 8 章 81 ページ「食品中の放射性物質に関する検査の手順」

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 10 版）より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 15 日

本資料への収録日：平成 26 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：平成 28 年 3 月 31 日

QA44 製造・加工された食品にも基準値が適用となりますが、モニタリング検査も行われるのですか。

基準値は、食品一般の成分規格として定められたもので、製造、加工食品にも基準値が適用されます。また、国が定めたガイドラインでは、原材料だけでなく製造・加工された食品についても検査対象としています。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

QA45 基準値を厳しくすることで、検査件数が減り、違反品が流通するようになるのではないですか。

基準値の施行後も、地方自治体の検査が円滑に実施できるよう、

- ・ 食品衛生法に基づく検査を担当している地方自治体に対し、ゲルマニウム半導体検出器やスクリーニング機器の導入費用の補助
- ・ 検査機器を有する国の研究機関等の紹介及び検査の実施が困難な自治体からの検査の受入

等の支援を図っています。

引き続き、地方自治体の検査体制の状況を十分把握しながら、こうした取組を通じて、検査体制の整備を図ることとしています。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より一部修正

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

5. 飲料水に関する Q&A

QA46 水道水や井戸水等の安全・安心は、どのように確保されているのですか。

国では、水道水中の放射性物質に係る管理目標値を設定しています。

また、福島県内の水道水中や飲用井戸等の放射性物質濃度のモニタリングを実施し、その結果を公表しています。

国では、水道水中の放射性物質に係る管理目標値（セシウム 134 及び 137 の合計 10 ベクレル/kg）を設定し、モニタリング方法及び目標値超過時の措置等について周知しています。

水道水や井戸水等の安全・安心を確保するため、国、福島県及び水道事業者等が、福島県内における水道水や飲用井戸等の放射性物質のモニタリング（地下水モニタリングを含む）を実施しており、福島県及び国がその結果を公表しています。

特に、避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域で飲用に供する井戸水等については、当該区域を含む市町村の要望を踏まえつつ、国が避難指示の解除の前後に市町村とも協力をしながらモニタリングを順次実施し、結果を公表しています。

現在、水道水中から管理目標値を上回る放射性セシウムは検出されていません。また、地下水については、放射性セシウムは土壌等の地面表層に残留し、地下に容易には浸透しないとされており、これまでのモニタリング調査の結果からも、放射性物質の地下水への浸透は確認されていません。

避難指示解除準備区域等の解除前後における井戸水等モニタリングのこれまでの実績

○旧緊急時避難準備区域

市町村名	実施期間
南相馬市	H23.9～12
田村市	H24.3
川内村	H23.11～12
広野町	H23.10
楡葉町	H23.10

○避難指示解除準備区域

市町村名	実施期間
南相馬市	H24.6～8
田村市	H24.4～5
川内村	H24.4～5

水道水中のモニタリング



参考：

厚生労働省「水道水中の放射性物質に関する検査の結果」

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kentoukai/houshasei_monitoring.html

原子力規制委員会「放射線モニタリング情報」

<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/index.html>

環境省「東日本大震災の被災地における放射性物質関連の環境モニタリング調査：公共用水域」

www.env.go.jp/jishin/monitoring/results_r-pw.html

出典：復興庁「避難住民説明会等によく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：平成 24 年 12 月 25 日

本資料への収録日：平成 25 年 1 月 16 日

6. 米に関する Q&A

QA47 米の安全性は、どうなっていますか。

米については基準値超過の割合は年々減少しており、平成 27 年産米（平成 27 年 12 月 28 日現在）において基準値超過は発生していません。なお、基準値を超過した米は出荷されず、市場には流通していません。

■米における放射性物質の検査結果

		検査点数	基準値 超過点数*	超過割合
米	～平成 23 年産	26,464	592	2.2%
	平成 24 年産	約 1,037 万	84	0.0008%
	平成 25 年産	約 1,104 万	28	0.0003%
	平成 26 年産	約 1,102 万	2	0.00002%
	平成 27 年産（～12 月 28 日）	約 1,033 万	0	0%

※平成 24 年 4 月から設定された基準値 100 ベクレル/kg を超過した点数。

- ・検査結果の集計対象は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部決定）の対象自治体の 17 都県。
- ・平成 27 年 12 月 28 日現在。

調査の結果、土壌中のカリウム濃度が低い水田では、玄米中の放射性セシウム濃度が高い傾向にあること、カリウムは、セシウムと化学的に似た性質を有しており、作物のセシウム吸収を抑える働きがあることが分かったため、過去の検査結果から対策が必要と考えられる一部の地域では適切な量のカリウム肥料を施肥して、稲が放射性セシウムを吸収することを抑制しています。

なお、避難指示区域等については、避難指示区域の見直しや前年産の検査結果を踏まえて「米の作付等に関する方針」を定めており、吸収抑制対策や収穫後の検査を組み合わせた安全確保の取組を行っています。

- ①避難指示により、立入りが制限されている帰還困難区域では、作付制限
- ②避難指示により、営農が制限されている居住制限区域では、除染後の農地の保全管理や市町村の管理の下での試験栽培
- ③営農の再開が可能な避難指示解除準備区域では、営農再開に向けた実証栽培等

④そのほかの地域については、前年産米の検査結果等に基づいて、地域毎に検査密度（全量生産出荷管理又は全戸検査等の抽出検査）を設定して検査

また、今後、事情の変更がない限り、平成 28 年産以降の方針も同様とする予定です。

※：福島県では、平成 27 年産米も県下全域で全袋検査を実施しました。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第 8 章 105 ページ「米の検査結果（～平成 27 年 12 月 1 日）」

下巻 第 8 章 106 ページ「玄米中の放射性セシウム濃度に影響する要因（土壌）」

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 10 版）より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 15 日

本資料への収録日：平成 26 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：平成 28 年 3 月 31 日

7. 野菜・果物に関する Q&A

QA48 生鮮農産物の原産地表示は、きちんと行われているのですか。

国産の生鮮農産物の原産地表示については、食品表示法に基づく食品表示基準により、都道府県名、又は市町村名やそのほか一般に知られている地名を表示することが義務付けられています。

同一県内でも区域に分けて出荷制限等が行われる中で、生産者には、市町村名や地域名を積極的に表示することが期待されます。

この表示義務に違反した場合には、食品表示法に基づく指示・命令・公表等の行政措置や刑事罰の対象となります。また、虚偽の表示をした食品を販売した場合は、命令・公表を待たずに、罰金等の刑事罰に処せられることとなります。

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 10 版）より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 15 日

本資料への収録日：平成 26 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：平成 27 年 3 月 31 日

8. お茶に関する Q&A

QA49 飲用に供する茶の試験に関し、荒茶又は製茶で検査する場合の検出限界値を教えてください。

「食品中の放射性物質の試験法について」で示した方法により測定する場合は、同試験法で基準値の 5 分の 1 以下と定められているので、40 ベクレル/kg 以下となります。

また、「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」の要件を満たした検査機器により測定した場合は、同法で定められているとおり、25 ベクレル/kg 以下となります。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 24 年 12 月 27 日

9. 畜産物に関する Q&A

QA50 牛乳、肉、卵の安全性は、どうなっていますか。

原乳では、平成 23 年 4 月以降は全て 50Bq/kg 以下となっています。牛肉、豚肉、鶏肉及び鶏卵では、平成 25 年度以降、基準値の超過は見られていません。

■乳、肉及び卵における放射性物質の検査結果

		検査点数	基準値超過点数 (注)	超過割合
原乳	平成 23 年 3 月	173	8	4.6%
	平成 23 年度	1,746	0	0%
	平成 24 年度	2,421	0	0%
	平成 25 年度	2,040	0	0%
	平成 26 年度	1,846	0	0%
	平成 27 年度 (～12 月 28 日)	1,054	0	0%
牛肉	～平成 23 年度	78,095	1,052	1.3%
	平成 24 年度	153,238	6	0.004%
	平成 25 年度	193,268	0	0%
	平成 26 年度	186,937	0	0%
	平成 27 年度 (～12 月 28 日)	171,975	0	0%
豚肉・鶏肉・鶏卵	～平成 23 年度	867	6	0.7%
	平成 24 年度	1,595	1	0.06%
	平成 25 年度	1,486	0	0%
	平成 26 年度	1,180	0	0%
	平成 27 年度 (～12 月 28 日)	685	0	0%

(注) 肉及び卵においては、平成 24 年 4 月から設定された基準値 100 ベクレル/kg を超過した点数。原乳においては、基準値 50 ベクレル/kg を超過した点数。

※検査結果の集計対象は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部決定)の対象自治体の 17 都県。

※平成 27 年 12 月 28 日現在。

原乳の検査については、酪農家が生産する原乳を、クーラーステーションに集めた後、原料として乳業工場に出荷されるので、個々の酪農家ごとではなく、クーラーステーション単位で放射性物質検査を行っています。もし、原乳に出荷制限等の指示が出された場合、農協又は乳業者が、クーラーステーションへの出荷段階又は乳業工場への出荷段階で、原乳の出荷者名や地域の確認を行い、出荷を止めるので、基準値を超える原乳が、牛乳・乳製品の原料として使用されることはありません。

牛肉の検査については、平成 25 年度以降は 5 県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県）で 3 か月に 1 度全戸検査を実施しています。特に出荷制限が指示された 4 県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県）では、一部の農家において、全頭検査を行い、安全性を確認した上で市場に流通させています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第 8 章 112 ページ「原乳の検査結果（～平成 27 年 12 月 1 日）」

下巻 第 8 章 113 ページ「牛肉の検査結果（～平成 27 年 12 月 1 日）」

下巻 第 8 章 114 ページ「豚肉・鶏肉・卵の検査結果（～平成 27 年 12 月 1 日）(1/2)」

下巻 第 8 章 115 ページ「豚肉・鶏肉・卵の検査結果（～平成 27 年 12 月 1 日）(2/2)」

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 10 版）より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 15 日

本資料への収録日：平成 26 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：平成 28 年 3 月 31 日

QA51 畜産物の生産現場では、どのような取組がされていますか。

家畜には、飼料として穀物やその副産物等が与えられています。さらに、牛等には、牧草（生、乾草）やサイレージ（牧草を発酵したもの）、稲わら等（これらは粗飼料と呼ばれます）も与えられます。

牛乳、肉、卵等の畜産物に含まれる放射性物質は、主に家畜の食べる飼料に由来することから、安全な畜産物を生産・供給するためには、出荷される畜産物に含まれる放射性物質が食品衛生法に基づく基準値を超えることのないように、飼料中の放射性セシウムを抑制する必要があります。

このため、飼料から畜産物へ放射性セシウムがどのように移行するのかといったこれまでに実施した試験データを活用して、以下のとおり飼料を与える家畜の種類ごとに、飼料中の放射性セシウムの目安（暫定許容値）を定め、この目安を超える飼料を給与しないよう指導しています。

■飼料の放射性セシウムの暫定許容値

牛、馬用飼料	100 ベクレル/kg
豚用飼料	80 ベクレル/kg
家きん（鳥）用飼料	160 ベクレル/kg
養殖魚用飼料	40 ベクレル/kg

（製品重量※、ただし粗飼料は水分含有量 8 割ベース）

※製品重量とは、配合飼料等家畜に給与される製品段階の重量です。

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 10 版）より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 15 日

本資料への収録日：平成 26 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：平成 28 年 3 月 31 日

10. きのこと・山菜・野生獣に関する Q&A

QA52 きのこと、山菜の安全性は、どうなっていますか。

きのこは、栽培管理されているものと、野生のものに分かれます。放射性物質検査において基準値を超過しており、出荷制限を行っている主なきのこは、栽培されているしいたけと野生のきのこです。

栽培されているしいたけについては、おが粉等を固めたものにしいたけの菌を植えて発生させる「菌床栽培」と、原木に穴をあけてしいたけの菌を植えて発生させる「原木栽培」があります。

発生するしいたけ等のきのこは、原木や菌床用培地に含まれている放射性物質を吸収するため、原木栽培に用いる「原木及びほだ木」には、放射性セシウム濃度を最大で 50 ベクレル/kg（乾燥重量）、菌床用培地には 200 ベクレル/kg とする当面の指標値が定められ、基準に適合した生産資材の使用について生産指導等がなされています。このような管理により、基準値の超過割合は減少しています。

■しいたけにおける放射性物質の検査結果

		検査点数	基準値超過	超過割合
菌床 しいたけ	～平成 23 年度	358	9	2.5%
	平成 24 年度	868	0	0%
	平成 25 年度	869	0	0%
	平成 26 年度	830	0	0%
	平成 27 年度（～12 月 28 日）	627	0	0%
原木 しいたけ	～平成 23 年度	1,093	364	33.3%
	平成 24 年度	1,513	213	14.1%
	平成 25 年度	1,298	2	0.2%
	平成 26 年度	1,996	3	0.2%
	平成 27 年度（～12 月 28 日）	1,795	0	0%
その他 しいたけ	～平成 23 年度	1,881	268	14.2%
	平成 24 年度	2,257	195	8.6%
	平成 25 年度	2,230	50	2.2%
	平成 26 年度	2,169	38	1.8%
	平成 27 年度（～12 月 28 日）	1,887	24	1.3%

（注）平成 24 年 4 月から設定された基準値 100Bq（ベクレル）/kg を超過した点数。

※検査結果の集計対象は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部決定）の対象自治体の 17 都県。

※平成 27 年 12 月 28 日現在。

一方、野生のきのこについても、自治体が放射性物質の検査を行い、取りまとめられた検査結果は、厚生労働省より公表されています。低減対策のとれない野生のきのこでは、平成 26 年度に 7 の県で基準値の超過が見られました。

また、たけのこ、ぜんまい、こしあぶら等の山菜についても、自治体が放射性物質の検査を行い、取りまとめられた検査結果は、厚生労働省より公表されています。野生のきのこと同様に低減対策のとれない山菜では、平成 26 年度に 9 の県で基準値の超過が見られました。

■山菜における放射性物質の検査結果

		検査点数	基準値超過	超過割合
山菜	～平成 23 年度	524	138	26.3%
	平成 24 年度	1,950	197	10.1%
	平成 25 年度	3,184	142	4.5%
	平成 26 年度	3,562	62	1.7%
	平成 27 年度(～12 月 28 日)	3,006	62	2.1%

(注) 平成 24 年 4 月から設定された基準値 100Bq (ベクレル) /kg を超過した点数。

※検査結果の集計対象は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部決定）の対象自治体の 17 都県。

※平成 27 年 12 月 28 日現在。

これらの検査結果を基に、基準値を超える可能性がある地域では、出荷制限や摂取制限を行っています。出荷制限や摂取制限の指示や、県による出荷自粛等についての情報は林野庁や県のウェブサイトで公表されています。

出荷制限、摂取制限地域では、野生のきのこや山菜を採取することを控えてください。また、その地域では、採取した野生のきのこや山菜の放射性物質を測定して食品の基準値を下回っていても、その品目を出荷、販売等することはできません。

■きのこ・山菜類における出荷制限等の指示が出ている地域

	栽培きのこ類			野生きのこ類			山菜類	
	摂取制限	出荷制限	出荷自粛	摂取制限	出荷制限	出荷自粛	出荷制限	出荷自粛
青森県					▲			
岩手県		▲	▲		▲		▲	▲
宮城県		▲	▲		▲		▲	▲

秋田県								▲
山形県								▲
福島県	▲	▲		▲	▲		▲	▲
茨城県		▲	▲			▲	▲	▲
栃木県		▲	▲		▲		▲	▲
群馬県			▲		▲			▲
埼玉県					▲			
千葉県		▲	▲				▲	
神奈川県			▲					
新潟県						▲		▲
山梨県					▲			
長野県					▲		▲	▲
静岡県					▲			

▲：一部で指示が出されている地域

平成 27 年 12 月 25 日現在

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」(第 10 版)より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 15 日

本資料への収録日：平成 26 年 3 月 31 日 (第 8 版による)

改訂日：平成 28 年 3 月 31 日

QA53 イノシシ等の野生獣について、検査はどうなっていますか。

イノシシ、シカ、クマ等の野生鳥獣の肉についても、自治体が放射性物質の検査を行い、取りまとめられた検査結果は、厚生労働省より公表されています。低減対策のとれない野生鳥獣の肉類では、平成 26 年度も 8 の県で基準値の超過が見られました。

■野生鳥獣肉における放射性物質の検査結果

		検査点数	基準値超過	超過割合
山菜	～平成 23 年度	631	394	62.4%
	平成 24 年度	1,248	493	39.5%
	平成 25 年度	1,354	417	30.8%
	平成 26 年度	1,345	349	25.9%
	平成 27 年度(～12 月 28 日)	613	133	21.7%

(注) 平成 24 年 4 月から設定された基準値 100Bq (ベクレル) /kg を超過した点数。

野生鳥獣では家畜のように食べる物や飲み水の放射性セシウムを管理・抑制する低減対策がとれないため、体内に放射性物質が蓄積し、基準値の超過割合が多くなっています。

基準値を超える可能性がある地域では、出荷制限・摂取制限が行われています。また、そのほかの地域・品目でも、県の判断により出荷が自粛されることがあります。これらの情報は、県のウェブサイトで公表されています。

なお、出荷制限が指示されている地域においても、当該県の定める出荷・検査方針に基づき管理される安全な肉については、流通させている場合があります。

※検査結果の集計対象は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部決定)の対象自治体の 17 都県。

※平成 27 年 12 月 28 日現在。

■野生鳥獣における出荷制限等の指示が出ている地域

	摂取制限	出荷制限				
	イノシシ	イノシシ	クマ	シカ	ヤマドリ	その他
福島県	▲	■	▲		■	カルガモ■ キジ■ ノウサギ■
岩手県			■	■	■	
宮城県		■	■			
山形県			■			

茨城県		□				
栃木県		□		■		
群馬県		■	■	■	■	
千葉県		□				
新潟県			◆			

平成 27 年 12 月 21 日現在

■：全域で制限の指示、

□：全域で制限の指示（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される肉を除く）

◆：全域で制限の指示（佐渡市及び粟島浦村を除く）

▲：一部で制限の指示、

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 10 版）より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 15 日

本資料への収録日：平成 26 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：平成 28 年 3 月 31 日

11. 水産物に関する Q&A

QA54 生鮮水産物の原産地表示は、きちんと行われているのですか。

国産の生鮮水産物の原産地表示については、食品表示法に基づく食品表示基準により、水域名又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県）を表示することが義務付けられています（例：茨城県沖、三陸沖、銚子沖等）。

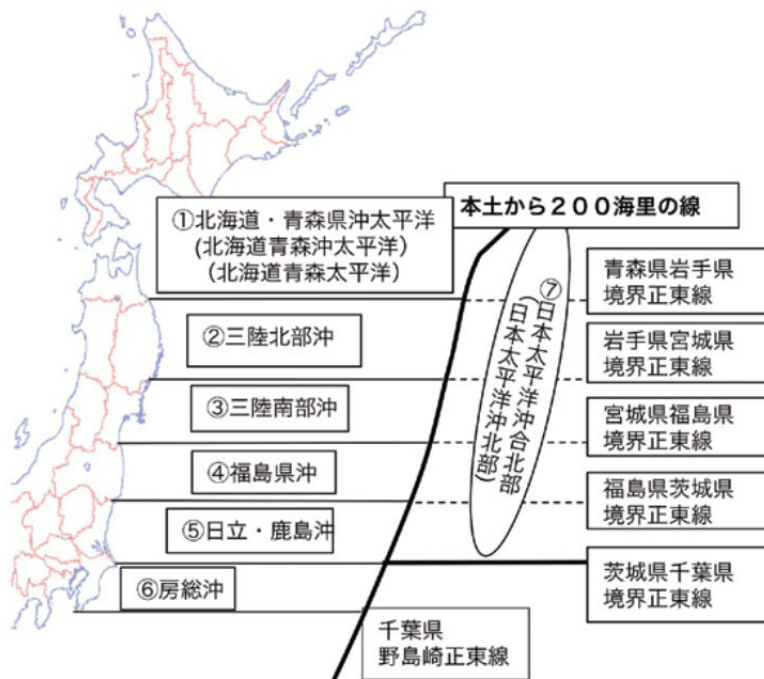
ただし、水域をまたがって漁をする場合等、水域名の記載が困難な場合には、「水揚げした港名又はその属する都道府県名」をもって水域名の記載に代えることができます。

この表示義務に違反した場合には、生鮮農産物と同様に、食品表示法に基づく指示・命令・公表等の行政措置や刑事罰の対象となります。

また、生産水域の情報に対する消費者の関心が高まっていることを踏まえ、水産庁では、東日本太平洋側で漁獲された水産物について、生産水域の区画及び水域名を明確化した原産地表示を奨励することとし、平成 23 年 10 月 5 日、関係団体、都道府県等に対し、通知を行いました。

具体的な水域区分は、回遊性魚種^{*1}については、次のとおりです。

東日本太平洋における
水産水域名の表示方法^{*2}



平成 25 年 12 月 10 日 海洋生物環境研究所での意見

※1：回遊性魚種

ネズミザメ、ヨシキリザメ、アオザメ、いわし類、サケ・マス類、サンマ、ブリ、マアジ、カジキ類、サバ類、カツオマグロ類、スルメイカ、ヤリイカ、アカイカ

※2：沿岸性魚種の表示は「〇〇県沖」を基本とします。

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 10 版）より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 15 日

本資料への収録日：平成 26 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：平成 28 年 3 月 31 日